

| 行政処分等の年月日 | 事業者の氏名又は名称                                   | 事業者の所在地            | 営業所の名称 | 営業所の所在地              | 行政処分等の内容               | 主な違反の条項                       | 違反行為の概要  | 事業者<br>点数 | 営業所<br>点数 |
|-----------|--|--------------------|--------|----------------------|------------------------|-------------------------------|--|-----------|-----------|
| 20190408  | 有限会社高屋タクシー<br>法人番号(3240002028673)<br>代表者池田昭典 | 広島県東広島市高屋町中島448-5  | 駅前営業所  | 広島県東広島市高屋町中島448-5    | 輸送施設の使用停止(11日車)及び文書警告  | 道路運送法第27条第3項                  | 死亡事故を惹起したことを端緒として、平成30年6月13日及び同年10月19日に監査を実施。5件の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則(以下運輸規則)第24条第1項及び第2項)(2)点呼の記録義務違反(運輸規則第24条第5項)(3)乗務員台帳の記載事項義務違反(運輸規則第37条第1項)(4)運転者に対する指導監督義務違反(運輸規則第38条第1項)(5)運転者に対する指導監督の記録事項義務違反(運輸規則第38条第1項)   | 2         | 2         |
| 20190412  | 双葉タクシー株式会社<br>法人番号(2250001011630)<br>代表者池村剛彦 | 山口県岩国市川西4丁目5-5     | 本社営業所  | 山口県岩国市川西4丁目5-5       | 輸送施設の使用停止(100日車)及び文書警告 | 道路運送法第15条第1項、第3項、第4項及び第27条第3項 | 情報提供を端緒として、平成29年11月8日、同年12月8日及び平成30年1月15日に監査を実施。10件の違反が認められた。(1)事業計画の変更認可違反(車庫)(道路運送法(以下運送法)第15条第1項)(2)事業計画の事前変更届出違反(事業用自動車の数)(運送法第15条第3項)(3)事業計画の事後変更届出違反(営業所の位置)(運送法第15条第4項)(4)乗務時間等告示の遵守違反(旅客自動車運送事業運輸規則(以下運輸規則)第21条第1項)(5)健康状態の把握義務違反(運輸規則第21条第5項)(6)点呼の実施義務違反(運輸規則第24条第1項及び第2項)(7)乗務等の記録事項義務違反(運輸規則第25条第3項)(8)運転者に対する指導監督義務違反(運輸規則第38条第1項)(9)特定の運転者に対する適性診断受診義務違反(運輸規則第38条第2項)(10)特定の運転者に対する指導監督義務違反(運輸規則第38条第2項) | 10        | 10        |
| 20190417  | 広島第一交通株式会社<br>法人番号(7240001014002)<br>代表者荒木浩幸 | 広島県広島市西区草津港1丁目9-54 | 上安営業所  | 広島県広島市安佐南区上安2丁目164-2 | 文書警告                   | 道路運送法第27条第3項                  | 1年以内における当該営業所に係る放置駐車違反件数が3件に達したことを端緒として、平成31年4月17日に監査を実施。1件の違反が認められた。(1)運転者に対する指導監督義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項)  | 0         | 0         |